

## 環境影響評価審査会 洲本太陽光発電所部会 会議録

- 1 日 時 : 令和5年11月27日(月) 14時00分～15時00分
- 2 場 所 : 神戸市教育会館 404会議室
- 3 議 題 : (仮称)洲本太陽光発電事業に係る早期段階環境配慮書の審査について
- 4 出席委員 : 上甫木委員(部会長)、遠藤委員、中寫委員、中山委員、服部委員
- 5 兵庫県 : 環境部次長、水大気課環境影響評価官、審査情報班長他課員3名  
環境政策課、淡路県民局環境課  
関係市町 : 洲本市生活環境課
- 6 配付資料 :  
資料1 : 環境影響評価に関する条例手続フロー図((仮称)洲本太陽光発電事業)  
資料2 : (仮称)洲本太陽光発電事業に係る早期段階環境配慮書に対する審査会意見  
資料3 : (仮称)洲本太陽光発電事業に係る早期段階環境配慮書の審査について  
(答申)(案)
- 7 議事概要 :  
<事務局から資料1から資料3について説明>

### [質疑]

#### (委員)

緑化は太平洋セメントで実施するのか事業者で実施するのかということについて、これは従来の手続き通り太平洋セメントが緑化事業を行うということによろしいですね。それを踏まえて、答申案の1(5)の2行目に記載の斜面の崩落に関してですが、事業実施想定地域外で発生した場合にかなり問題になると思います。非常に大切なことですので、きちんと配慮する旨を盛り込むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

逆に言うと事業実施想定地域というのが非常に限定的なので、本来であれば、周辺の斜面地も含めた形の事業実施想定地域である方がいいと思いますが、事業実施想定地域を広げてくださるとはなかなか言えないと思いますので、そのあたりはどのように理解すればいいと事務局でお考えですか。

#### (事務局)

ご存知の通り、採石場跡地ということで調整池等の設備が既にありますので、当然事業実施想定地域外での崩落等が起きないようにという注意喚起は事業者には重ねてしていきたいと思っておりますが、あえてこの答申の中で、区域外まで広げて対応するようには言わなくてもいいのではという思いで、このような案を書きました。

#### (委員)

私としては、逆の意見で、やはりきちんと書いておくべきだと思っています。答申案の最後も少し同じようなことです。周辺に周辺自生する在来種による緑化を行うなどもそう

あるべきだと思います。そこは今回の場合、かなり事業実施想定地域が限定的なので、やはり事業実施想定地域外にもきちんと配慮するよう、盛り込む方が良いと思います。

(委員)

事業終了時とありましたが、元々採石終了時には緑化するよということだったわけですね。環境と環境の対決のような感じで、今回は緑化せずに太陽光を設置するよことなので、このような答えになったのかもしれないですが、例えばここに住宅団地を作ることになったとき、同じような答申になるのでしょうか。もともとは緑化して元に戻すよいう話でしたよね。

(事務局)

事業者が令和3年1月まで採石事業をしていました。それが終わった段階で、当初の計画により緑化すべきよということでしたが、そこで新たな土地利用方法を考えて今回の太陽光発電の事業の計画をしたよことになります。太陽光を設置するので一旦緑化の作業は止めて、次の太陽光の計画に移ると事業者からは聞いております。本来であれば確かに緑地に戻すべきでしたので、最初に委員がおっしゃったよように、やはり周辺での崩落の危険性も当然考えられるよことであれば、答申案の最後に書いたことと同じよように1の(5)についても、区域の周辺も含めて斜面の崩落が起きないよことを改めて注意喚起をするよ事業者に求めるよように修正したいよと思います。

(委員)

そうではなくて、事業実施想定地域の太陽光を設置しようよしているところは、元々は緑化するよことだったのですね。前向きな内容の答申案を作成されたのは、太陽光だからなのかよいうなことをお聞きしたいです。

例えば環境影響評価でこうやりますよよと言って、実際に終わった段階で、別のことをやろうよしているよので、それは最初の話と違うじゃないかよというのが筋なのですが、今回の場合は太陽光なのでいいよことですか。私は太陽光でいいよと思いますよが、手続上、最初に言っていたことと違うことを行って、最終的に事業が終わった時に環境保全措置を検討することと書いたよとしても、また別の事業で何か変えて、またやりませんよいう話にならないのか気になりました。

やはり太陽光だから許されるのよでしょうか。

(事務局)

必ずしもそうではないよと考えております。当然事業者がその土地をどのよように活用するのよかよいうのは土地所有者、事業者が決めていくことなので、太陽光なので許してそれ以外の事業なので計画変更は許さないよことではないよと考えています。確かに緑化すると計画されていたものが今回の事業によつてまた先延ばしになりますよので、事業が終わった際には、きちんと当初の計画通り緑化するよよう、事業者に強く求めていく必要があるよと考えています。

太陽光発電所が令和2年4月に条例の対象に加わったときに、県の環境影響評価の指針の方も、それに合わせて一部改定をしています。指針の方には事後監視調査の調査期間や調査頻度についても規定をしています。事業の着手、供用があって概ね3年間、事業監視調査をするように規定はしていますが、太陽光は改正の際に、事業廃止後必要な期間、事後監視調査を行うと一部改定しています。

そのような規定もありますので、例えば今後太陽光事業が20年～30年の供用があり、発電事業が終わった後も太陽光については廃止後必要な期間としていますので、事後監視調査の毎年の結果報告の際に、例えば事業廃止後、どの程度、適切に緑化しているかも引き続き調査、監視調査を求めていくということは、規定上は可能にしています。その時に事業者には事後監視調査の進め方やいつ頃までするかということをご指導していくことになると想定しています。必ずしも太陽光発電事業が終了したら、太陽光事業に関しての事後監視調査は終わることはありません。

(委員)

私もそのことに関連して、答申案ではその環境影響が比較的小さいと想定されるとなっているところが気になっています。要するに、開発済みの状況であり、新たに伐採や造成しないということで、環境影響が少ないだろうとのことですが、以前に開発をした段階ですでにとっても大きな影響があるわけです。開発して裸地になっているので、太陽光パネルであればいいと、当初計画されていた緑化を反故にして、事業を実施するというのは、影響をそのまま引きずっているということになりはしないか。答申案の書き方では、開発した土地であれば次どのように転用してもいいと受け取られる可能性があるのもう少し慎重な書き方をしたほうがいいと思います。

事実確認ですが、太平洋セメントが土石採取を計画した際、アセスの対象になっていたわけですね。当然その緑地に戻すというのは、そのような計画があって、どこまで進展していたのかなど、その後の事後監視はどうなっていたのでしょうか。令和3年まで実施していたということですが、平成20年で事後監視が終了しているようです。そのあたりがどのようになっているのかを教えてください。

(事務局)

太平洋セメントの事後監視調査自体は、条例に基づく調査としては平成20年度までで一旦終了しています。その年を最後に事業目的である閑空の拡張事業は一旦終了し、それに伴う土石採取の需要が大きく減ったため、それをもって事後監視調査を終了しています。その後は、採石の許可自体はあったので、小規模ながら事業をされていたとは思いますが、現状の形ができ上がったのは平成20年度です。

(委員)

その後も採石していたのでしょうか。

(事務局)

そうです。採石自体は続いていたとは聞いています。

(委員)

もともとの事業が終わった後の、緑化するという計画は、いつから始めて、どういう段階で終わっていたのでしょうか。監視の対象ではなかったということですか。

(事務局)

監視自体が平成 20 年度で終わっていますので、その後は、特にこちらの方でチェックはしていません。

(委員)

もしその時点で事業が終了していて採石もやめていたら、当然その裸地になった部分は樹木が生えてきているはずですよ。その後そのままずっと採石を続けていて、まだその造成地のようになっていた状況を作っていたというのは、どういうことなのか気になりました。終了はしていなかったのですか。

(事務局)

実質的には令和 3 年 1 月 14 日で採掘自体終了したと聞いておりますが、一方で採石の事業としては、採石量の計画としてはゼロですが、計画は更新をして地元とも協定を結び、その中で次の太陽光発電事業について、事業者の中で検討されたのが、令和 3 年以降のこれまでの 2 年間ということになると思います。

(委員)

今までの議論を聞いていると、ここに至る経緯をもう少し整理する必要があると思います。もともとここは太平洋セメントの土石採取の場所で、アセスを行っています。その時の計画は、緑化するとしていたわけですが、それがほぼ終了期間に至って、新たな事業が出てきて、非常に限定的な場所が今回の事業実施想定地域になっています。さらに気になる点は、南側に先に太陽光パネルが設置されているところもあります。ここも多分採石場の一部だったのではと思います。県民からすると、これまでの事業認可後の計画をどう履行するか、あるいはその途中で、この土地利用がアセスにかかわらず一部既に改変されていて、今回、規模が大きいのでアセスが必要だというところが、分かりにくい部分が非常にあると思います。その整理をする必要があると思います。

この事業実施想定地域も非常に違和感があって、完全に元の区域をやるのであれば、全体をとらえて、本来はやるべきだという気がします。いいように捉えれば、この区域以外の法面は、しっかりと緑化しますという採石事業に係る計画どおりということなのかもしれませんが、これまでの計画に対して、ここに至る前の段階で、どのように整理されているのかというところが非常に気になります。

(事務局)

おっしゃるとおり斜面部分は緑化を行っています。鹿などもいるので、なかなか緑化が進まない中で、大変苦勞されて真剣に緑化に取り組んでおられました。この配慮書の航空写真では分かりづらいですが、採石した後の段になっているところは、おそらく緑化されていると思います。その辺りはしっかり太平洋セメントが行っており、今後もやるべきところだと思います。事業実施想定地域というのは、太陽光事業として、太陽光パネルを設置するところ、またはそれに使うところということで区域を想定しているところですので、やはりこの事業としてはここが想定地域なのかなと思います。ですからこれ以外のところは、太平洋セメントがしっかり緑化をします。ただ、更地のところは岩盤ですので、採石をしていたところというのは、ほぼ緑化はしておらず更地になっています。そこに太陽光パネルを設置する形になると思います。ただこの部分は太平洋セメントが、この先緑化が数十年できないことになりますので、それについては、今後の緑化に支障がないような形で、太陽光パネルの事業をする事業者がしっかり太平洋セメントと連携をしていくことが必要だということで、答申案とさせていただきます。

(委員)

そのことに関しては、先ほど事務局からお話があったように、2(3)の一番下にある事業実施想定地域及びその周辺にというような文言を他のところにも書き加えて、しっかり緑化を行ってくださいということが伝わるように、検討してください。

(委員)

事業計画の想定地域外は緑化されている様子がよく分かります。これは、関空の大規模事業が終わった時に、この太陽光パネル設置計画は既に想定されていたのでしょうか。なぜ事業実施想定地域の範囲だけ緑化をしなかったのか、または緑化をしていたけれども伐採したのですか。

(事務局)

この事業想定地域は採石区域です。採石をしている事業実施想定地域なので、まだ緑化に至らない採石事業を行っている区域であるため、更地・岩盤の状況になっております。

(委員)

大規模事業は終わったが採石はしていたので、その範囲は全部残していたということですね。

(事務局)

令和3年に採石が終わった後に、次の太陽光の計画の検討を始めたので、直近採石をしていた部分については緑化をせずにそのままにしている状況だと認識しています。

(委員)

事業実施想定地域の中で、用水池が全部省かれています。調査当時のデータの生物を見

ると、今はどうなっているか分かりませんが、水生生物Ⅱの多様性がかなり高いです。今は外来種ばかりで絶滅しているかもしれませんが、用水池、ため池にたくさん存在しているにも関わらず、そこが省かれています。ここの造成地から流れ出る水は、用水池に入っていくわけなので、事業実施想定地域に入れてもいいと思いました。そうすれば、保全という部分が引かかってくるので、そこにいる絶滅危惧種の保全を対応するように言えます。しかし、今外来種に対応するようと言っても、用水池などが全部省かれていたら外来種に対する対策は、基本的には取れないと思います。この前の事業者の発表でもありましたが、ウシガエルはおそらく用水池にいると思いますが、そこが対象にならないのであれば、あまり外来種対策も意味がないと思いました。

用水池自体は、水が入ってくる場所ですので、事業と関連しないと思いました。

(事務局)

ご懸念されていることはよく分かります。事業想定地域外でも、周辺地域に対する環境影響というのももちろん影響を検討する必要がありますので、区域外に環境影響を及ぼす可能性のある区域は、環境保全措置が当然求められることだと思いますので、ご懸念の点については事業者にご指導することは可能だと思います。

(委員)

事業者は、フラットなところが対象だと言っていますが、水で繋がっているように、色々な意味で生態的な繋がりがあられるわけです。やはり一連の繋がった対象エリアとして配慮することという意見は、ぜひ盛り込んでください。本来は事業実施想定地域に入れておくべきだと思いますが。隣接、或いは特に水系で繋がっているところは、しっかりと書き込む方がいいと思います。そのような考え方で、他の委員の方々、いかがでしょうか。このあたりは配慮してくださいというご意見があればお願いします。

(委員)

賛成です。前回、事業実施想定地域だけで限定するのかと聞いたのは、まさに調整池が外になっていますが、過去に様々な生物が確認されていますので、これは当然影響評価する必要があります、対策を練る必要がある場所だと思いますので、そこは書いてください。

(事務局)

答申案の2ページの2(3)の動物・植物・生態系のところで、想定地域内及びその周辺には緑地、森林及び調整池等、動植物が生息・生育している可能性のある場所が存在するので、これらについても現地調査を含めた適切な調査・予測及び評価を検討することと書いています。ここに何か付け加えるような言葉があるということでしょうか。

(委員)

この文章を読めば周辺、調整池と書いてありますので、そこは分かるようになっていると思います。2(3)アには事業実施想定地域内及びと書かれていますが、2(3)イ及

びウには内と書かれていませんので、修正をお願いします。

(委員)

例えば外来種の問題で、調整池にかかってきますので、絶滅危惧種という問題を強調できないでしょうか。周辺の緑地にはほとんどいないと思いますが、絶滅危惧種が存在するところは、ほとんどが以前調査を実施した調整池です。絶滅危惧種の問題と、外来種の問題というのを、具体的に入れた方がいいと思います。

(委員)

委員に教えていただきたいのですが、調整池の話で、配慮書2-7ページに、水の繋がりが描かれています。周辺の緑地から水の流れがあって、途中で小さなため池があり、また調整池に流れています。こういう周辺の緑と、この調整池と繋がっている水路とか、小さな池とかのこの辺りは逆に、プラス側の何か配慮を求めることによって、生物多様性が高まることは期待できるのでしょうか。

(委員)

今の地形や水路の状況が分かりませんが、もともとは水生生物が多い場所だと思います。これから事業者が現地調査を行うと思いますが、貴重種が存在する可能性は高いと思います。

(委員)

太平洋セメントがお作りになった水路がそのままここへ記載されています。それはコンクリートで固められた水路だと思います。外来種や、絶滅危惧種の話も少し広げて、水路や、ため池まで、一応目配りをしてもらうというのは大事だと思います。少なくとも、外来種や絶滅危惧種と、調整池や水系との関係というのは、特出しして、1つ入れてください。

(委員)

事業が終わった後の緑化に関しては、太平洋セメントが行うのですね。その時に事業終了時の環境保全措置について、どこが主体で行うのかを概要書以降書き込むのですか。

(事務局)

太陽光の事業終了後に土地を返還して太平洋セメントが当初の計画の緑地に戻します。

(委員)

このアセスでは、事業が終わった後のことについては触れられないということですか。

(事務局)

今、配慮書ですが、次の概要書の段階で、今より詳しい事業計画や調査方法などが示さ

れ、その次の準備書の時にそれを受けた経過や、事業者が考える環境保全措置などが示されます。あくまで太陽光事業において環境保全措置としてどうするかというところを審査します。そこに事業終了後の土地返還後の環境保全措置、緑化などをどう書き込むかは、当然のことながら、代表する土地所有者の太平洋セメントと事業者のNTTアノードエナジーが協議して決めるべきことです。ただ、アセス上は、アセス事業の実施者はNTTアノードエナジーですので、NTTアノードエナジーが当然のことながら土地所有者と協議し、その上で記載してもらうことになります。

(委員)

その点が入れ子になっていて、すごくややこしいです。この段階でどこまで書けるのかがよく分かりませんが、何か一言そこをしっかりと、対応してくださいと書いておいた方がいいような気がします。

(事務局)

今まで採石場跡地に太陽光パネルを設置するという事業のアセスをしたことがなかったので、大変イレギュラーな例だと思います。ただ、この事業の後の緑化というものもアセスに含まれると思っています。

実際は、NTTアノードエナジーが緑化をしないのかもしれませんが、太陽光パネル事業としてこの事業跡地をどうするかというのはアセスの対象になります。そういう意味で、誰がどういうふうな形でするというのは、事業者がしっかり考えるべきことです。NTTアノードエナジーが関与しないではなく、土地所有者である太平洋セメントとの連携のもとでしっかり緑化するように、と述べる形で答申案を作成しています。

意見を出して、概要書以降に反映させ、熟度を上げていけばいいと今の段階では考えています。さらにこの段階でこのように書くべきだというご意見があれば、アドバイスいただければと思います。

(委員)

この事業の跡地は30年後ということになるのかもしれませんが、周辺や調整池というのは、事業外の区域であるだけに、ずっと環境保全措置を行う必要があるわけです。それに対して、このように工事を含めて行うのであれば、やはりそこは、太平洋セメントと協議をすることというのは、今の段階でも言えるのではないかと思います。

(事務局)

おっしゃる通りだと思います。太陽光パネルを外した後ということではなく、太陽光パネル事業をしている段階での環境保全措置というのは、当然事業者であるNTTアノードエナジーが行うべき環境保全措置ですので、その辺りは書けるかと思います。

(委員)

採石跡地が本来の対象エリアです。今事務局がおっしゃったように、部分的に緑地にな



っているため、イレギュラーな感じがあると思います。基本的には、今でも緑化すべきところがありますし、そのあと緑化すべきところもあります。そのような実施の担保を、どうとるか、そこを誰が行うか、誰がどのような役割を持つかというところを明確化する必要があると思います。

これまでは、実施主体は1つでしたのでそこが全部行えばよかったです。今回はエリアが異なるアセス対象事業の実施主体が、太平洋セメントとNTTアノードエナジーの少なくとも2つあります。そこで、実際に保全措置に関連する調整池がありますが、その調整池の保全措置は太平洋セメントが行うのかということ、配慮書の中でも本当は求めるべきだと思いました。後になって、うちはパネルのところだけですよと言われると、ここに保全措置を書いても、実施が全然担保されないということになると思います。これまで事例はないですが、先ほど特出しで外来種や絶滅危惧種など、そこは実施対象区域外の調整池ですが、連担するところですので生態的には一緒に考える必要があるということでした。後で、調査が実施されて将来的には保全措置も必要になるのは明確ですが、今の段階でそれを誰が担保するか、誰がどういう役割を担うかということも、この段階で方向性を明示してくださいというのは、この配慮書の段階で書くべき話だと委員の話を聞いて思いましたが、そのあたりはいかがでしょうか。

(事務局)

そのあたりを明確化するように、どのように緑化や生態系保全を行っていく方針なのかを、この答申案に盛り込めるかどうか、検討します。

(委員)

道路のアセスメントで、例えば、特定外来種が出てきたという時には、事業実施想定地域内で実際に処置することができます。この場合は、事業実施想定地域内ではないということになっています。調査は当然行ったとしても、実際に実施できるのでしょうか。ここでは、具体的な環境保全措置を検討することと書かれているので、実施することというようになっています。それが事業実施想定地域外の場合であれば、どこまで及ぶのかが気になりました。

(事務局)

太平洋セメントが行うべき措置もあると思いますし、NTTアノードエナジーが行うべき措置もあると思いますので、それは事業者が太平洋セメントと連携や協議をして、どのように担保するかを明確化するよう求めていくと考えています。

以上